

質問回答

平成 26 年 3 月 5 日

「タンザニア国 内部監査能力強化プロジェクトフェーズ 2」

(公告日:平成 24 年 2 月 5 日 / 公告番号:5) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

なお、太字記載項目は 3 月 5 日追加記載項目、それ以外は 2 月 26 日掲載済み項目です。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	本紙 3 ページ 第 5 プロポーザルに記載されるべき事項	「1 コンサルタントの経験 能力等」および「3 業務従事予定者の経験、能力等 (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等」に「類似業務:内部監査にかかる(各種)業務」とあるが、評価において、業務指示書に記載のない経験(内部監査以外の経験、例えば内部監査の支援業務)が「類似業務」の経験として考慮されることはないかと理解してよいか。	基本的にはご理解のとおりです。ただし、「内部監査の支援業務」のように内部監査との関連が見られると判断される場合には、「類似業務」とみなす場合があります。そうした経験と本プロジェクトとの関連性、有用性を記述していただくよう、お願いします。
2	本紙 3 ページ 第 5 プロポーザルに記載されるべき事項	「対象国又は同類似地域」に関し、本件業務指示書では「タンザニア及び全世界での業務の経験」と記載があるが、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」(2013 年 11 月版:2014 年 1 月改訂)の 27 頁 3 . (2) に従い、タンザニア以外の国(今回は、全世界)における業務経験についても等しく評価されると理解してよいか。	等しく評価されます。 ただし、海外での業務経験がない者については、初めての海外業務でどのようにそれを補っていくかを記述することをお勧めします。
3	本紙 6 ページ 第 9 プロポーザルの評価	45 歳以下でも上位格付認定により 1 号以上....」と記載されていますが、「コンサルタント等契約にかかる業務従事者の格付の認定基準について」では、標準年数の「下限よりも 2 年以内」であれば、類似業務経験又は業務関連資格を勘案する」との記載があることから、1 号に認定は、一定の条件を満たすことを条件としても、年齢は 43 歳以上が前提条件との理解でよろしいでしょうか。	若手育成加点に係る判断基準は年齢ですが、格付認定に係る基本の判断基準は経験年数であり、範疇が異なります。 1 号の経験年数は大卒の場合 23 年以上であり、「下限よりも 2 年以内」は 21 年以上を意味することになります。ですので、仮に飛び級などで 20 歳で大学を卒業して 41 歳でも 21 年以上の経験を有する場合は、上位格付申請の可能性を有することになります。

4	本紙 6 ページ 第9 プロポーザルの評価 及び 本紙 12 ページ 第3 業務実施上の条件	評価対象とする業務従事者の予定人月数が 34.80M/M、それを含めた全業務従事者の予定業務量が 86M/M と記載されているが、それぞれについて、各業務従事者に割り当てられているそれぞれの M/M を参考までに開示願えないか。	各業務従事者への割り当てを含め、ご提案をお願いします。
5	本紙 6 ページ	コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン、6 ページ「評価対象外業務従事予定者」に関して、雇用予定者については、プロポーザル提出時点では「専任の技術者」ではないものの、同業務従事予定者を確定する時点で雇用関係が発生していれば、「専任の技術者」としてみなすとの理解で宜しいでしょうか？	「評価対象外業務従事予定者」については、ご理解のとおりです。
6	別紙 2 ページ (5)活動の概要	活動1-4のワークショップは、フェーズ1で作成された4つの研修コースを実施することを指すとの理解で間違いがないか確認したい。	ご理解のとおりです。
7	別紙 2 ページ (5)活動の概要	活動1-4、1-5、1-8のワークショップやOJTで想定される対象人数、活動2-3トレーニング、活動3-4セッションで想定している対象人数を知りたい。	1-4及び1-8のワークショップは14名/回、1-5のOJTは14名/回、2-3のトレーニングは14名/回、3-4のセッションは20名/回×10機関(=200名)で計算をお願いします。
8	別紙 3 ページ 5.実施方針及び留意事項	内部監査人の能力強化で取り扱うテーマや実施方法を理解するため、「内部監査ハンドブック・セット」、OJTマニュアル、モニタリング・マニュアル、チャンピオン認定プログラムから構成される「トレーニングガイドライン」を閲覧したい。	当機構 産業開発・公共政策部 行財政・金融課に連絡いただければ送付いたします。(担当:泉井(ワキ)/天津(アマツ) Tel.03-5226-6863)
9	別紙 3 ページ 5.実施方針及び留意事項	第2パラグラフ6行目から「RS/LGAについては監査報告書の大半がスワヒリ語という制約があるため、内部監査人を直接支援するのではなく、チャンピオンが実施するOJT及びモニタリングの実施を支援することで間接的に支援する」とある。これについ	先方と交わしたミニッツではRS/LGAには日本人専門家も同行するが、回数を経るごとに日本人専門家の関与は薄まるとしています。

		て、チャンピオンがどの程度の頻度で地方に行くことを想定しているか。日本人専門家は間接的支援であり、地方に行くことは想定していないと理解しているが理解に齟齬はないか。	
10	別紙 5 ページ (5)事業のフェーズ分け 及び 別紙 12 ページ 1.業務工程計画	前者の「事業のフェーズ分け」と後者の「業務工程計画」の間の期間に齟齬があるようだが、前者が正しいという理解で間違いがないか念のため確認したい。	以下のように訂正します。 第2年次:2015年7月上旬~2016年6月下旬 第3年次:2016年7月上旬~2018年2月下旬
11	別紙 5 ページ (6)実施体制	業務調整/人材育成計画担当者の長期滞在期間について、「240人月」との記載があるが、「24.0人月」との理解でよいか。	誤記がありました。 「年間240人日」に修正します。
12	別紙 6 ページ (9)機材供与	「機材供与はプロジェクトで使用するパソコン、プリンター等のオフィス機器に限定される」とあるが、フェーズ1で供与された機材でフェーズ2でも使用できる機材はあるか。またプロジェクトで使用する車両の供与はないか。	フェーズ1で購入したパソコン、プリンターでも使用できる機材あり。但し、供与後から約5年が経過しており、買い替えが必要ですので、別見積りで計上をお願いします。 また、車両供与の予定はありません。車両は必要があればレンタカーでご対応をお願いします。
13	別紙 6 ページ (9)機材供与	また、業務においてインターネットを使用する際の、タンザニア政府(MDA/RS/LGAを含む)のインターネット接続料金の取り扱いにつき、ご教示いただきたい。	タンザニア政府のインターネット接続料金というものはないので、現地通信会社のサイトの確認を適宜お願いします。
14	別紙、7ページ 業務内容<成果3>	現状把握のための調査対象は、全てMDA及びLGAとの理解でよいか。	ご理解の通りです。
15	別紙 8 ページ <成果1> 関連箇所【配布資料】詳細 計画策定調査(案)本文 P.65 第3パラグラフ	「(2)リスクベース監査を導入するために内部監査ハンドブックセットの改訂が行われる」とあり、リスクベース監査について言及されているのはこの箇所のみとなっている。ここで述べられている「リスクベース監査の導入」は、リスクベースの監査計画の立	同じ個所に続いて、「(4)改訂されたチャンピオン認定プログラムを継続的に実施する」としていますが、「改訂されたチャンピオン認定プログラム」にはリスクベース監査が含まれます。 従って、リスクベースの監査は、計画立案だけで

		案までであると理解しているが、その理解に誤りは無いか。	なく、チャンピオン認定プログラムの実施も含まず。
16	別紙、10ページ 上段図表内	第三年次の契約期間が2016年7月から2018年2月までの1年8ヶ月であるにもかかわらず、業務進捗報告書(第3年次)の提出時期が「業務開始から「約半年後及び約2年後」とあるのは、「約半年後及び約1年後」の誤りであると理解しているが、その理解に誤りは無いか。	ご理解のとおりです。 訂正いたします。
17	別紙、10ページ 上段図表内	第3年次の業務進捗報告書の提出時期について、業務開始から「約2年後」でなく「約1年後」の理解でよいか。	ご理解の通りです。 訂正いたします。
18	別紙、12ページ 1.業務工程計画	第2年次、第3年次の開始時期について、P.5(5)事業のフェーズ分けに記載のとおり、以下の理解でよいか。 第2年次 2015年7月上旬～2016年6月下旬 第3年次 2016年7月上旬～2018年2月下旬	ご理解の通りです。 訂正いたします。
19	別紙、12ページ (2)業務従事者の構成(案)	「業務調整」ではなく「人材育成計画/業務調整(5号)」としているが、「人材育成計画/業務調整」は具体的にどのような役割を想定しているか。また、「人材研修(3号)」との役割分担はなにか。	「人材育成計画/業務調整」でいう「人材育成計画」の役割は、活動1-4、1-5、1-8のワークショップやOJT、活動2-3トレーニング、活動3-4セッション等を研修目標や参加者などのターゲットを明確化にし、計画性をもって本プロジェクトの活動が進められるよう、計画立案・調整に関する業務を担うという意味です。 「人材研修」の業務従事者は、計画立案・調整というよりも、本プロジェクトでOJTや各種ワークショップを開催する際に内部監査について、中身に関する事項をレクチャーしたり、OJT指導を行う業務を担います。

20	別紙、12 ページ 3. 対象国の便宜供与	「セミナー/ワークショップ用教室、その他妥当な施設および設備、プロジェクト実施経費の一部(供与機材のメンテナンス費用、研修センターが実施する研修コスト)」とあるが、セミナー/ワークショップについては、夕側が指定する場所で行うことが前提となるのか。また、研修センターが実施する研修のコストで、プロジェクトで負担しなければならない費用(研修参加者の日当宿泊費、交通費、講師謝金など)はあるか。	基本的にはタンザニア側が指定する場所で行うことを想定しています。 一般的には研修参加者の日当・宿泊費、交通費、講師謝金はプロジェクトの負担内容にはなりません。 ただし、タンザニア政府要員ではなく、現地大学関係者や現地会計法人関係者を講師として招へいする場合は講師謝金の支払いは発生します。
21	別紙、12 ページ 3. 対象国の便宜供与	2013 年 8 月 29 日締結された R/D に記載のない以下項目についても便宜供与されるのか。 (2) 施設及び設備 セミナー/ワークショップ用教室、その他妥当な施設および設備 (3) プロジェクト実施経費の一部 供与機材のメンテナンス費用、研修センターが実施する研修のコスト	御指摘ありました項目については、訂正して、便宜供与項目から削除します。
22	配布資料、「タンザニア内部監査能力強化プロジェクト フェーズ 2」事前評価表(P.3)	3. 事業概要 (7) 投入(インプット) 1) 日本側では、「本邦および/または第三国研修:年間 10 名程度」とあるが、予算を見積りに含める必要はあるか。	本邦及び/または第三国研修の行先を提案した上で、見積もりは別見積もりでお願いいたします。本邦研修は期間 2 週間で、日本国内の具体的な場所、研修先をプロポーザルで提案してください。第三国研修は期間 10 日間とし、具体的な国・研修先はプロポーザルで提案してください。
23	配布資料、R/D 添付の PDM、コンサルタント意見交換会資料	タンザニア国側の投入に関し、事業事前評価表において、現地業務費(カウンターパート側コスト(OJT やワークショップ実施にかかる日当、交通費等)、R/D 添付の PDM において、ローカルコスト(カウンターパートのプロジェクト活動にかかる日当等)、となっておりますが、見積には、カウンターパートも含めたタンザニア国政府のプロジェクト活動にかかわる内部監査人等の日当等を含めて宜しいで	「タンザニア国側の投入」は文字通りタンザニア政府の先方負担分であるため、プロポーザル添付の見積書にそれらコストを計上する必要はありません。 コンサルタント説明会の参考資料 5 のコストも先方負担分であり、見積書に計上していただく必要はありません。

		<p>しょうか？</p> <p>またコンサルタント意見交換会の参考資料5のOJT/モニタリングの予算が記載されていますが、それらも見積に含めて宜しいでしょうか？またそれらを含める場合の日当の単価等については、適用すべきレートあるいはタンザニア国政府側との合意事項はありますか？</p>	
24	<p>配布資料、2013年3月22日付MMに添付されたPO</p>	<p>Activity1-2と1-6は同じものか？活動内容の説明は同一だが、実施時期については、前者が年2回、後者が通年と、異なっている。</p>	<p>活動1-2は前フェーズで育成されたチャンピオン自身がMDA/LGAの内部監査ユニットに対し、それが指導したとおりに内部監査業務を実施しているかモニタリングするという意味です。</p> <p>それに対し、活動1-6は本フェーズで選定したチャンピオン候補生がMDA/LGAの内部監査ユニットに対して内部監査OJTを行うという想定があり、その後しばらくしてチャンピオン候補生が行ったOJT結果をモニタリングすることになります。そのモニタリング時に、前フェーズで育成したチャンピオンの指導のもとに、チャンピオン候補生もOJT先に行き、モニタリングを行うという意味です。</p> <p>前者が年2回となっているのは、基本的には前者のチャンピオンは前フェーズで育成されているという前提がありつつも、本フェーズで彼らに対して何もしないのは技術水準の維持、そして彼らのモチベーション維持の観点から好ましくないため、回数は決して多くないが、プロジェクトの裨益対象として、日本人専門家の助言を直接裨益者として受けられるようにするという意味です。</p> <p>後者が通年である理由は、コンサルタント説明会の参考資料6のとおり、本フェーズでは前フェーズ</p>

			と比べて、中央のMDAレベルの活動、RS/LGAでの活動が増加するため、結果として通年作業になるという意味です。
25	配布資料、1月20日意見交換会の参考資料のうち、資料3, 5, 6	資料3と、資料5および6では、「活動 1-2 Conduct monitoring」のタイミングが異なる。どちらの資料が最新の情報を示しているのか。	資料3をベースにご検討ください。その際、資料3のPlan of Operationを作成した時点より、本プロジェクトの開始時期が後ろにずれ込んでいるため、業務指示書記載の第1年次にあわせて、活動計画をご検討ください。
26	その他	平成26年2月12日公告の「コンサルタント等契約における平成26年度直接人件費月額単価(上限)について」当該プロジェクトの履行開始日は平成26年4月以降と認識しておりますので、平成26年度直接人件費の適用対象ということよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

以上